

入 札 公 告

次のとおり一般競争入札を実施します。

令和 7 年 1 1 月 1 7 日

山口県知事 村岡 嗣政

1 入札に付する事項

次に掲げる物品の印刷

(1) 物品の名称及び数量

山口県知事選挙投票用紙等 一式

【内訳】

- | | |
|------------------|-------------|
| ① 【知事選】投票用紙（一般用） | 1,143,000 枚 |
| ② 【知事選】投票用紙（点字用） | 3,980 枚 |
| ③ その他諸印刷物 | 一式 |

(2) 物品の特質等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 納入期限

- ① 令和 7 年 1 2 月 2 4 日（水）午前中 ②③ 令和 7 年 1 2 月 2 3 日（火）

(4) 納入場所

山口県選挙管理委員会事務局及び印刷工場渡し

2 入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和 2 2 年政令第 1 6 号) 第 1 6 7 条の 4 第 1 項各号のいずれかに該当する者でないこと。
- (2) 地方自治法施行令第 1 6 7 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当して一般競争入札又は指名競争入札に参加させないこととされている者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。
- (3) 県が発注する物品等の製造の請負、物品等の買入れ、借入れ及び売払い並びに業務の委託の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等に関する告示（令和 7 年山口県告示第 2 1 4 号）に基づく資格審査において、印刷・製本類（オフセット）について物品等の製造の請負の特 A、A 又は B の等級に格付けされている者であること。
- (4) 山口県庁から概ね 8 k m 以内に印刷機械・設備を保有していること。
- (5) 投票用紙を印刷及び梱包するための印刷設備（印刷機械、紙揃え機、計数機、裁断機及び結束機）をそれぞれ 2 台以上保有していること。
- (6) 国、県又は市のいずれかにおいて、過去に、公職選挙法に基づく選挙の投票用紙の納入実績を有すること。
- (7) この公告の日からこの入札の日までの間のいずれの日においても、山口県の業務委託及び物品調達等に係る競争入札等参加停止措置要領に基づく参加停止を受けていないこと。

3 契約条項を示す場所

山口市滝町 1 番 1 号 山口県会計管理局物品管理課

4 入札を執行する場所及び日時

(1) 場所

山口市滝町1番1号 山口県会計管理局物品管理課入札室

(2) 日時

令和7年12月1日(月) 14時00分

5 入札保証金

免除する。

6 入札説明書等の交付

令和7年11月17日(月)から令和7年11月25日(火)まで(ただし、閉庁日は除く。)の午前9時から午後5時までの間、山口県会計管理局物品管理課において交付する。

7 入札参加者へ要求される事項

入札に参加しようとする者は、入札説明書で定める「入札参加資格に関する申出書」を令和7年11月25日(火)午後5時までに、山口県会計管理局物品管理課へ提出すること。

8 無効入札

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(1) 入札参加資格のない者がした入札

(2) 郵便又は電信による入札

(3) 記名のない入札

(4) (1) から (3) までに掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札

9 落札者の決定方法

山口県会計規則(昭和39年山口県規則第54号)第154条の規定に基づき定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

ただし、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の10第2項に規定する場合には、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって有効な入札を行った者のうち、最低価格をもって入札を行った者を落札者とする。

10 その他

(1) 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額(その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 契約保証金は免除する。

(3) この公告後に、前記2(3)に掲げる当該入札に参加するために必要な一般競争入札の資格審査の申請をする場合は、令和7年11月21日(金)午後5時までに山口県会計管理局物品管理課へ申請書を提出すること。

(4) 詳細については、山口県会計管理局物品管理課(電話083-933-3960)に問い合わせること。